

第 I 部

I 概 要

第1章 調査研究の目的と概要

1. 調査研究の背景と目的

90年代前半まで、日本の若年失業率は国際的に見て低水準を保ち続けてきた。しかし近年、若年失業率が増加し、アルバイト・パートなどの不安定な雇用形態で働く「フリーター」と呼ばれる若者が増加しつつある。また進学率の上昇に伴い高卒就職希望者は減ったが、それ以上に求人は減っており、高卒で就職することが難しくなっている。

これまで当機構の前身である日本労働研究機構では、変化する日本の若者の就業の実態について多くの調査研究を行ってきた。他方で、70年代より高い若年失業率に苦しんできた欧米諸国の経験から学ぶため、先行事例の情報収集と調査研究をすすめてきた。本報告書は、すでに資料シリーズとして刊行した『諸外国の若者就業支援政策の展開—イギリスとスウェーデンを中心に—』の続編にあたる。この中ですでに主たる問題意識については詳しく述べられているが、本書においても共有する点をいくつか指摘しておく。

まず、若者の就業に対する、各国の制度や政策の影響力の重要性を指摘しておきたい。これまで若者の失業率は景気に大きく左右されるという認識であったが、OECD(2002)によれば、70年代には確かにそうした部分が大きかったが、80年代には景気の影響は弱くなってきたことを指摘している。すなわち若年就業については、景気のみならず、それぞれの国の制度・慣行、政策などに規定される部分が無視できないと考えられる。すでに欧米諸国においては若年雇用政策が重要な政策課題であるという認識は共有されており、特にEU諸国においては各国が情報交換を行うとともに政策目標を掲げ、政策目標の達成に関する評価や検討を行っている。日本においても、それぞれの国がどのような若年就業支援を実施し、評価しているのかを学ぶことにより、よりよい政策を議論することが可能になると考えられる。本研究のひとつの意義はここに求められる。

またこれまで観察されている重要な発見として、失業あるいは不安定な就業状態は、一部の若者に集中しているという点が挙げられる。若者は、誰もが同じような確率で不安定な状況に置かれるわけではない。人種・貧困・学歴・性別によって、若年失業率は大きく異なる。日本においてもフリーター率は、社会的に不利な立場に置かれた若者において高くなっている。

さらに近年になって、失業だけでなく、労働市場にも教育訓練にも参加しない状態そのものを問う視点が浮上している。こうしたまなざしは、特にEUの若年失業への考え方にみられるが、この背景にあるのは、仕事を通じて人々を社会へ統合していくという考え方である。

すなわち仕事とは、金銭的な見返りを保証するだけのものではなく、社会と個人をつなぎ社会参加を可能にする手段である。こうした問題認識からすれば、実際に仕事を求めているが得られない失業だけではなく、就業・在学・訓練に参加しない、**Not in Employment, Education or Training =NEET** は、社会参加の機会を奪われた若者として位置づけられる。

これに加えて、社会的コストの観点からこうした若者層を問題視する意見も見られる。**NEET** は現在から将来にわたって、様々な問題が予想されている。追跡調査によれば、長期的失業の危険が高く、税金納入者ではなく社会福祉受給者となる可能性が高いこと、また青年犯罪や薬物などに巻き込まれる割合が高い。**NEET** を放置することによってもたらされる社会経済的コストの大きさを考慮しても、**NEET** は重要な政策対象に含められる。

こうした知見に基づき、本研究においては、不利な立場に置かれた若者を対象とした政策に焦点を当てて研究を進めてきた。しかしながらこうしたターゲットを絞った政策は効果があるとしても、政策対象となること自体がスティグマ化する危険性はすでに指摘されている。以下で紹介する政策にはこうした配慮がなされているものもある。

資料シリーズ『諸外国の若者就業支援政策の展開—イギリスとスウェーデンを中心に—』においては、各国の若者就業支援政策を俯瞰し、近年新たな支援政策をはじめたイギリスと、幅広い観点から若者を支援しようとしているスウェーデンを取り上げ、政策の理念とその内容について深く探った。本報告書では具体的な政策の実施についても視野に入れ、アメリカとドイツを加えて、これら4カ国の比較検討を行い、日本への示唆を得ることを目的とした。

ドイツはデュアルシステムという評価の高い移行システムを持っている国であり、日本の「実績関係」とともに、高い学歴を持たない、不利な立場に置かれた若者の円滑な移行に成功してきた数少ない成功例であるとされてきた。しかし近年になって、デュアルシステムに入れず、あるいはデュアルシステムを修了しても就職できない若者の支援のために、JUMPプログラムを導入している。評価の高いドイツのデュアルシステムは現在どうなっているのか、また組織的な移行支援を前提として行われるさらなる支援とはどのようなものなのだろうか。

アメリカは包括的な移行システムが長い間存在しなかった国として知られているが、近年になって支援の重要性が認識され、連邦レベルで様々な支援がなされはじめている。すべての若者を対象とした支援はどのように構築されているのか。また一方で、不利な立場に置かれた者に対して試みられてきた支援は長い歴史を持つが、その支援にはどのようなものがあるのだろうか。

こうした問題意識を持ちつつ、以下では、それぞれの国の政策が、各国の持つ歴史的・構造的背景に埋め込まれていること、特に若年者にとっては教育制度の影響が大きいことを考慮し、まず教育制度について詳しく説明を加えた。その上で若年労働市場の状況にふれ、今回の主要なテーマである若年就業支援政策について論じている。さらに若年就業支援政策がどのような法律に基づき実施されているのか、また両国とも若年就業支援は単発のものでは

なく、継続されてきていることから、今回中心として取り上げられる政策だけではなく近年の政策の流れについても議論されている。なお本研究は、厚生労働省の要請研究である。

2. 訪問調査の概要

本研究に伴い、以下の訪問調査を行った。調査対象機関の選定に当たっては、社会的な不利な立場に置かれた若者に対する支援を行っている地域を中心に選んだ。

アメリカ調査

① 主な訪問先

National Dissemination Center for Career and Technical Education
Ohio State Department of Education
Life Skills Center of North Columbus
Delaware Area Career Center
National Research Center for Career and Technical Education
Minnesota State Department of Children, Families and Learning
Hubert H. Humphrey Job Corps Centre

② 日程 2003年6月8日から15日

③ 出張者

藤田晃之（筑波大学教育学系助教授）
中島史明（労働政策研究・研修機構 助教授（主任研究員））

ドイツ調査

① 主な訪問先

ドイツ商工会議所
ベルリン州パンコウ労働局
労働市場・職業研究所
ニュルンベルク労働局
連邦職業教育研究所
連邦経済労働省
連邦教育研究省

② 日程 2003年6月22日から29日

③ 出張者

坂野慎二（国立教育政策研究所総括研究官）
堀有喜衣（労働政策研究・研修機構 研究員）

第2章 若年就業支援政策の現状

本章では本研究が対象とした4カ国を比較検討し、日本の若年就業支援政策へのインプリケーションを論じる。

近年のグローバリゼーションの進展や産業構造の変化の中、多くの国では、教育を通じてより高い知識や技能を身につけさせることを重視する方向に向かっている。しかしこうした高学歴化の趨勢の一方で、非進学者や高校中退者は一定数存在し続けている。

本章は若年就業支援政策の中でも、高等教育にすすまない、社会的に不利な立場に置かれた若者を念頭に置いた政策に焦点づけるが、ここで論じる対象とする政策は、各国が長期間にわたり行ってきた政策のごく一部であることに留意が必要である。詳しくは資料シリーズNo.131 および本書の第I、II部をご覧ください。

1. 本研究で取り上げる政策の概要

はじめに本研究で対象とする、各国の若者に対する就業支援政策をごく簡単に紹介する。紹介の際には、①プログラムの概要②対象者③政策実施と予算④評価方法と評価について把握する。取り上げるのは、<スウェーデン：地方自治体発達保障プログラム>・<イギリス：コネクションズサービス>・<ドイツ：JUMP>・<アメリカ：ジョブコア>である。

(1) スウェーデン 地方自治体発達保障プログラム

①プログラムの概要

スウェーデンの若者に対する政策の特徴は、労働政策に加えて、教育・余暇・社会・住宅の5本柱から成る、包括的な「青年政策」であることが大きな特徴である。資料シリーズではその一部を成す、地方自治体発達保障プログラムを取り上げた。

1998年から導入された「発達保障プログラム」は、最長12ヶ月の全日制のプログラムである。このプログラムの内容は個人によって異なる。プログラムを決める際には、長期的に見て、失業中の若者に労働市場との何らかのつながりを与えるような行動計画を、地方自治体と職業安定所が各参加者といっしょになって作成する。一般的には、実習または教育と組み合わされた実習が地方自治体により若者に提供される。活動への参加を断った場合には、経済的支援を受けられなくなる。

②対象者

21-24歳までの100日以上就職口がみつからず、その他の計画にも登録していないすべ

ての若年失業者。高等教育を受けた者の参加はほとんどない。

③政策実施と予算

スウェーデンは、政府が目標を提示し、その枠に沿って若者のニーズや地域の労働市場の状況をよく知る地方自治体の権限を高める方向に政策を転換している。プログラムの実施は職業安定所と地方自治体との協力によってなされるが、この協力は地方自治体の自主的事業であり、地方自治体が長期失業者中の若者の支援をするという契約を労働省と結ぶことによって開始される。参加者への給付も含めて、プログラムにかかる費用は政府が地方自治体に支払う。

④評価方法と評価

- ・ プログラム参加率：20－24歳の長期失業者全体の半分が登録していた。
- ・ プログラム参加者へのアンケート：4人に3人が発達保障の活動は有意義だと回答した。
- ・ 参加者と非参加者の比較：参加者が就職先を見つけるのに要した時間は、参加しなかった若者の4割に過ぎず、失業を脱する機会が改善された。

現在政府が政策目標を立てることが、地方自治体の権限を制約する可能性があることが議論されている。また職業安定所と地方自治体の協力体制は必ずしもうまくいっていないとも指摘されている。

(2) イギリス コネクションズサービス

①プログラムの概要

教育・雇用・職業訓練いずれにも参加しない、社会とのつながりを持っていない状態を経験した若者（NEET）は、長期的失業や青年犯罪などの問題が起こりやすく、将来的に社会的なコストの増大が懸念されることから、彼らへの働きかけは重要な政策課題と見なされている。

コネクションズサービスは、これまでの若者支援政策がNEETの若者をプログラムに参加させられなかったという反省に立ち、利用者である若者の声に基づいて、従来政策に関わっていた省庁や機関だけでなく、民間組織やNPOなども取り込み、若者に必要な支援をひとつに統合しようとする新しいサービスである。

コネクションズサービスは、学習から進路に関わる悩み、ドラッグやアルコールなどの問題に至るまで、幅広い相談や情報提供を行う。若者はコネクションズのパーソナルアドバイザーを通じて、多岐にわたる、継続的な支援を受けることができる。街角にはコネクションズのサービスセンターが設けられ、若者が利用しやすいように柔らかい雰囲気に整えられている。

②対象者

すべての若者が最良のスタートが切れるようにするためには早期の働きかけが重要であるということから、コネクションズサービスは13-19歳のすべての若者を対象としている。もちろん就職が困難な層には手厚い支援がなされる予定であるが、若者との協議の中で、サービスの対象となった者にレッテルが貼られるようなところには行きたくないという意見が表明されたことから、特にすべての若者への支援を行うことを全面に掲げている。在学中の若者も重要な支援の対象となっている。

③政策実施と予算

コネクションズはそのサービス内容だけでなく、省庁の枠を超えようとしたサービスであることに特徴がある。コネクションズ・サービス・ナショナル・ユニットは教育スキル省のもとにあるが、省庁横断的な組織であり、スタッフは様々な省庁や民間企業などが含まれている。さらにその下には、民間企業やNPO組織など、各地域のステークホルダーにより構成された、民間企業の形態をとるコネクションズ・パートナーシップが置かれる。コネクションズ・パートナーシップは、その計画がナショナルユニットの審査を受け、承認されてはじめて、サービスを提供できるようになる。サービス内容の実施は、NPO・民間企業・学校・若者などが参加して設立される地域運営委員会が責任を持つ。

なおコネクションズサービスの予算は（一部キャリアサービスも含む）、2002-2003年度で4億3000ポンドと、キャリアサービス時代の2倍に達している。各地域のパートナーシップの予算の半分は、地域の13-19歳の人口を元に決定され、残り半分は地域のニーズをもとに決定される。2001-2002年においては、資金の3割が在学している13-15歳の支援に、2割は16-19歳の在学者に支出されている。

④評価方法と評価

サービス開始間もないため、まだ十分な評価は行われていないが、サービスの対象となる地域の若者の参加率を用いる予定である。また追跡調査も行いたいとしている。しかしサービスは若者の将来への働きかけであることから、短期的な評価にはなじまないのではないかと懸念されている。

また地域の労働市場状況が悪く、NEET層の多い地域では、地域のコネクションズ・パートナーシップはナショナルユニットにガイドラインの提供以上のサポートを期待している。まだサービス提供開始間もないが、今後は地域によっては、パートナーシップに対する支援が必要とされる。

(3) ドイツ JUMP

①プログラムの概要

ドイツでは「デュアルシステム」と呼ばれる、企業内での訓練と職業学校での教育を組み合わせた移行支援が中心である。しかしながらデュアルシステムに入るためには、それぞれの企業からの教育訓練を受ける機会＝訓練席を獲得しなくてはならない。いわばデュアルシステムに入るための就職活動を行う必要があると言える。しかしながら労働市場の状況が悪い場合には、企業が訓練席の数を減らすため、訓練席を獲得できない若者が増加する。また教育訓練の途中で脱落する者や、教育訓練を修了しても就職できない者もいる。このためドイツはデュアルシステムでは移行できない若者に対して、巨額の費用を投じて支援を行っている。その流れの一つである、時限的なプログラムが JUMP プログラムである。

JUMP は 1998 年に、選挙公約に基づく新規事業として方針が示された。99 年には JUMP 施行規則が定められ、2003 年 6 月までに 7 度の改訂が行われている。

JUMP プログラムは主に以下のような施策から構成されている。①企業の訓練席提供を開拓・拡充するための地域プロジェクト支援②企業で訓練席を獲得できなかった者に対する企業外訓練（1 年）③労働に必要な社会性の準備支援（1 年）④基幹学校の修了資格を持たない者に対する、基幹学校修了資格取得支援⑤職業訓練を修了した若年失業者に対して、追加訓練などを支援⑥企業への賃金補助（最長 1 年・賃金の 50% まで）⑦職業資格を得るための準備プログラム、など、若者のタイプによって適用される施策が異なる（詳しくは本文を参照）。しかしながらすべての政策がどの地域でも行われているわけではなく、実際にどのようの政策を行うかは地域レベルに任されている。

②対象者

JUMP プログラムの主な参加者は、ハウプトシューレの修了証を持たない者、職業訓練を修了していない者が多い。地域ごとに参加者はかなり異なっており、旧西ドイツでは学校修了証を持たないなど教育で成功していない者、職業訓練を修了していない者が多いが、旧東ドイツでは労働市場の状況が悪いため、支援の対象がより幅広くなっている。

③政策実施と予算

連邦雇用庁から資金が州に配分されるが、予算運営は労働局に任されており、労働局ごとに重点を置く政策や、実施している政策が異なっている。また実施を担当する運営機関もそれぞれ異なる。予算は年間 10 億ユーロで、一部は EU のヨーロッパ社会基金に依存している。

④評価方法と評価

通常ドイツの若年就業支援政策においてはあまり政策評価はなされていない。しかし J U

MPは評価が義務づけられているEUのヨーロッパ社会基金が用いられているため、評価を行う予定である。現状では、プログラム修了者の就業率が物差しとなる予定である。

2004年からプログラムの主な部分が社会法典第3巻に吸収され、継続される予定である。またJUMP PLUSが開始される。

(4) アメリカ ジョブコア

①プログラムの概要

従来アメリカには、学校から職業への移行支援は存在しなかった。しかしその必要性が認識されて1994年に成立した「移行機会法」は、すべての若年者を対象とした移行システムであり、90年代後半の若年就業支援政策にも大きな影響を与えたが、2001年に廃止となっている。その後、通称「一人も落ちこぼさない法」が成立し、全体として学力向上を目指しつつ、社会的に不利な立場に置かれてきた生徒の業績をも向上させることを目的として掲げるようになった。他方で、組織的な移行支援が存在しない時期においても、社会的に不利な立場に置かれる者に対する支援は存在しており、「移行機会法」成立以降もその役割を果たし続けている。ここでは主として高校中退者を対象とし、若年者の雇用職業訓練プログラムとして最大の規模を誇る「ジョブコア」を取り上げる。

ジョブコアは、「不利な立場に置かれた者」に対して行われる、寄宿制を基本とした連邦直轄のプログラムの一つであり、その効果が認められて1964年から継続されている。参加者は教育訓練を受けながら決められた時間割の中で生活し、門限などの規律を守りながら、働くことに対する構えを身につけていくことを目的とする。参加者である寮生は、安全な環境の中で共同生活を送ることを保障される。

プログラムは若者一人一人の特性に合わせて個別にすすめられるため、センターへの滞在期間は幅が見られる。基本的に最長2年であるが、より上級の訓練コースにすすんだものは3年の滞在も認められている。

②対象者

16-24歳までの、社会的に不利な立場に置かれている若者である。さらに参加の条件として、文字を読む能力と数字を扱う能力が一定程度あり、自分でジョブコアに参加しようという意志が必要である。参加者は、高校中退者が8割を占めており、人種的マイノリティや家庭が生活保護を受けている者が多い。ただしプログラムの希望者のうち誰を参加者とするかについては、ジョブコアを委託された業者に任されている。そのため社会的に不利な立場に置かれてはいるが、潜在的な意欲、能力ともに高い若者が選ばれている可能性はある。

③政策実施と予算

監督官庁は労働省である。その中にジョブコアの本部が置かれ、さらに10カ所の地区管

轄支部がある。本部はプログラムの推進に関する基本方針を所管し、支部は個々のジョブコアを委託する企業との契約や、その運営の管理監督を行う。ジョブコアの運営を担う企業は競争入札により選ばれるが、参加者の募集やサービスなどは選ばれた民間企業に全面的に任される。2004会計年度で、15億6500万ドルが投じられる予定である。

④評価方法と評価

- ・ 参加者と非参加者を比較した追跡調査（労働省が研究機関に委託）：ジョブコア参加者と同様の属性を持つ非参加者を、プログラムへの参加率が低い地域からランダムサンプリングし、参加者と非参加者を追跡調査した。この調査研究によれば、年間所得の継続的な増加が認められる。犯罪や、生活保護を受ける割合も有意に減少している。
- ・ 教育訓練投資額に対してアメリカ社会が得た利益の分析：センターでの教育訓練投資額1ドルに対して、アメリカ社会が得た利益は2.02ドルと推計されている。
- ・ 入寮者に占める、プログラム終了直後の社会参加の割合：修了生の91%が長期雇用や進学しており、社会参加につながっている。

2. 政策の特徴とインプリケーション

本章では、社会的に不利な立場に置かれた若者に対する政策を絞って概観してきた。もちろんこれらの政策は、諸外国で行われている政策のほんの一部であり、対象とする若者像も異なっている。また政策の目的も様々である。しかしながら、日本へのインプリケーションを得るために、あえて各国の若年就業支援政策の特徴を述べるならば、以下の点が指摘できるだろう。

・ 地域レベルでの政策の策定

政府は方針を示すものの、実際の政策の運用や予算は地域の労働市場の状況をよく知っており、若者が置かれた状況をより把握しやすい地域に任されている。地方自治体の場合も、地域の労働局の場合もあるが、何らかの地域の公的な機関が予算の使い方やどういった政策を行うかを決定している。

・ 個人に焦点をあわせたプログラム

これまで職業訓練といえば、一カ所に若者が集められてあらかじめ定められたカリキュラムを学ぶのが普通であった。しかし近年の若年就業支援では、「集合的プログラムから個人発達手法へのプログラムの転換」が起こっている。アメリカのジョブコアは、参加者とスタッフがキャリア発達の計画を練り、スウェーデンでは、参加者と地方自治体、職安の担当者の

三者でプログラムが決定される。コネクションズもパーソナルアドバイザーを通じた、個別のサービスが中心である。こうした若者の希望を考慮して設計されたプログラムの成功率は高いとされている。しかしこうしたプログラムは通常の集合プログラムよりも費用がかかる。

・ホリスティックな支援

若者が抱える問題は、就業そのものに限らない。スウェーデンやコネクションズサービスにおいては、若者が直面する様々な問題に対して総合的な支援を行っている。コネクションズサービスの場合、パーソナルアドバイザーを通じて、すべての問題に対する支援へアクセスできるようになっている。

・「働く」前段階への支援

「働く」ことに向けた準備に対する支援が必要な若者層が存在している。例えばジョブコアは、寮生活を通じて、規律を守るなどの基本的な生活習慣を身につけさせている。またJUMPでも、労働に対する構えを身につけさせるようなプログラムを設けている。

・政策評価方法

政策評価がもっともすすんでいるのはアメリカのジョブコアである。政策評価は主として外部の機関を用いて行われている。また参加者と非参加者を比較した追跡調査がなされ、年間所得への効果が確かめられている。さらに、教育訓練投資額に対してアメリカ社会が得た利益の分析もなされている。

ほかのプログラムは未定の部分が多いが、訓練実施担当機関あるいはその関連組織によって実施され、現在のところプログラムへの参加率・プログラム修了直後の就業率、およびプログラム参加者へのアンケートが中心である。

しかし若年就業支援は将来への効果を期待されるだけに、短期的な評価方法には困難が残されている。また実施された評価をどのように判断するのかは難しい問題と言える。

3. 日本へのインプリケーション

こうした知見から、以下のような日本の若年就業支援政策へのインプリケーションを得ることができる。

第一に、地域ごとの若年就業支援政策の重要性である。例えば高卒就職の場合、求人倍率は地域によって異なり、進路の状況もそれぞれに特徴がある。若年就業支援政策をどのように実施・運用していくかについては、若者が置かれた状況をよく知る、地域の権限を大きくしていく方向が考えられる。その際には、どのような機関がどの程度関与するのかについて

は議論が必要である。

第二に、総合的な相談サービスとワンストップサービスの必要性である。若者が抱える問題は様々であり、かつ若者が独力で解決困難な問題も多い。これまで相談相手としては友達が挙げられてきたが、社会参加の機会が少ない若者の人間関係は狭く、必ずしも適切な相談相手ではないことが多いことや（小杉・堀 2003）、特にフリーター男性において相談相手に恵まれていない傾向が見いだされている（本田 2002）。ただし相談機関の対象となることが烙印効果にならないように、間口を広げ、かつ多様な相談が一カ所でできるような機関が求められる（ワンストップサービス）。その際には、心理学的なカウンセリングというよりは、就業を軸とした、社会参加に関わるサポートに比重を置くことが重要である。

第三に、若者に利用されやすい職業訓練のあり方の見直しである。これまで若者が利用できる職業訓練は、職業訓練機関が企画し、若者が来るのを待つというのが主流であった。しかし今回取り上げた、スウェーデン・イギリス・アメリカの就業支援政策は、サービス利用者である若者の声を取り入れた、個別のプログラムが中心となっている。若者のニーズやキャリアが様々であることを考慮したプログラムの作成のために、個別のプログラム作成は検討されてよい方法である。

第四に、政策評価の難しさであるが、この含意は2つある。

現在のところそれぞれの政策の評価は主として、訓練担当機関、またはそれに連なる機関によって行われている。しかしこの政策評価を連邦なり政府がどのように評価し、政策へ反映させるのかは別の問題である。例えばアメリカの場合（第Ⅲ部終章参照）、たとえプログラムが良好な結果をもたらしていても、「scientifically based research」に基づいていないとして資金が受けられず、中断を余儀なくされた事業は少なくない。またイギリスのコネクションズサービスは、政策評価の結果をどのように判断するのかはすでに議論の焦点となっている。他方でドイツは、政策評価に基づいて若者に対する政策を展開することに対して積極的とはいえない。政策が何をもたらしたかを点検することは必要だとしても、その政策評価をどのように政策に生かしていくのかはおおいに議論の余地がある。特に現在日本においては政策評価に基づいた政策の展開が求められる傾向が強くなっているだけに、政策評価をどう用いるのか、慎重であらねばならない。

これに加えて、若者就業支援政策特有の難しさもまた指摘される。若者に対する支援の場合、現在だけでなく将来に対する支援であることから、短期的評価にとどまらず、長期的な評価は重要となる。ただし長期的な評価には時間と費用を要する。

第五に、対象者別支援の利点と問題点である。対象者別の支援はたしかに効果が高いが、同時に、参加者の烙印効果と、どのサービスからもこぼれ落ちる層を生み出す。コネクションズサービスのように、すべての若者を対象とした上で、社会的に不利な立場に置かれた者に対していっそうの支援を行う支援方法が考えられる。また、社会的に不利な立場に置かれた者はあまりサービスを利用しない傾向があることから、彼らへの積極的な働きかけが重要

であることは言うまでもない。

さらに言えば、現在高卒で就職した者のおよそ半数は3年以内に離職する。現時点では正社員として就業している若者であっても、就職3年以内に半分の確率で仕事を離れる経験をするということである。もちろん仕事を継続することだけがよいわけではない。けれどもこの離職率の高さは、ある一時点ではキャリアの上では問題なく見える若者であっても、支援が必要な契機が生じる可能性は決して低くないことを示している。こうした一見「問題のなさそうな」若者層に対しても、小回りのきく地域の特性を生かして、「誰かが気にかけて声をかける」ような、アウトリーチ的な手法が検討されてもよいかもしれない。

第六に、「働く」ことに向けたレディネス形成への支援である。日本では現在主に民間レベルで「ひきこもり」の若者に対する就業支援が行われているが、若者就業支援の中に、「働く」こと自体が難しい若者に対する支援が盛り込まれてよい。

第七に、継続的な若年就業支援政策の必要性である。日本でも「若者自立・挑戦プラン」に見られるように、若者に対する社会的支援が必要だという認識に変わりつつある。しかし諸外国においては、一時的な支援ではなく、長期間多額の費用をかけて継続的な支援を続けている。本章で紹介したプログラムは就業支援政策のほんの一部にすぎない。こうした若年就業支援の流れやその背景については、ぜひ各章をお読みいただきたい。

参考文献

- 本田由紀（2001）「ジェンダーと労働形態—若年者下位グループ間の比較分析—」日本労働研究機構『大都市の若者の就業行動と意識』調査研究報告書No.146
- 小杉礼子・堀有喜衣（2003）『学校から職業への移行を支援する諸機関へのヒアリング調査結果』JILディスカッションペーパー
- 上西充子（1997）「大学非進学者の学校から職業への移行に対する支援」日本労働研究機構『欧米における学校から職業への移行期の指導・援助』調査研究報告書No.102